

令和6年第6回教育委員会臨時会
(11月25日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和6年11月25日（月）午後4時46分から午後5時01分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	浦井 祥子
委 員	神田しげみ

○出席者

事 務 局 次 長	前田 幹生
庶 務 課 長	山田 安宏
学 務 課 長	川田 崇彰
児 童 保 育 課 長	大塚美奈子
放課後対策担当課長	別府 芳隆

○日 程

日程第1 議案審議

第35号議案 令和6年度東京都台東区一般会計補正予算（第5回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について

第36号議案 東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第37号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第38号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

第39号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

日程第2 教育長報告

1 報告事項

（1）庶務課

ア 令和6年度人事委員会勧告について

2 その他

午後4時46分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和6年第6回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、神田委員にお願いいたします。

また、川崎委員、垣内委員は所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。本日の議題は、東京都台東区教育委員会会議規則第15条第1項に該当する案件であり、傍聴にはなじまないため、非公開で聴取したいと思います。なお、非公開会議の会議録については、本来公開するものではございませんが、本臨時会の案件については、区議会報告後に公開することといたしたいと思います。

〈日程第1 議案審議〉

第35号議案

○佐藤教育長 それでは日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由、及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第35号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第35号議案、令和6年度東京都台東区一般会計補正予算（第5回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取についてご説明をいたします。本案は、来る第4回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため提出したものでございます。

恐縮ですが、議案の次にあります内訳書をご覧ください。今回の補正は、歳入が総額2,022万2,000円の増額、歳出は4,127万7,000円の増額でございます。債務負担行為の追加には、田原小学校及び田原幼稚園の大規模改修計画見直しに伴い、夏の暑さ対策として、今年度から先行して空調設備工事を実施するため、田原小学校大規模改修普通教室系統空調設備更新工事に7年度の限度額2,706万8,000円を計上しております。

また、債務負担行為の廃止では、大規模改修計画の見直しにより、田原小学校大規模改修仮設校舎借上の、令和6年度から8年度にかけて設定いたしました5億3,900万円の限度額を廃止いたします。

次の資料をご覧ください。歳入の内訳についてご説明いたします。初めに、都補助金、教育費補助金ですが、こちらは児童保育課が、保育所等物価高騰緊急対策に対する補助金として2,022万2,000円を計上しております。歳入については以上でございます。

続きまして、歳出の内訳でございます。初めに田原小学校及び田原幼稚園大規模改修に要する経費でございます。小学校費では、庶務課で、田原小学校大規模改修に1,790万円を計上しております。その次の2事業と幼稚園管理費の田原幼稚園大規模改修は、先ほどご説明をいたしました債務負担行為になってございます。

次のページをご覧ください。次に保育所等における物価高騰への支援といたしまして、庶務課が幼稚園総務費の私立幼稚園小規模補助及び健康管理等補助に 121 万円、児童保育費の保育所等物価高騰緊急対策に 2,066 万 2,000 円と、こどもクラブ運営に 7 万 2,000 円、そしてこども園費のこども園物価高騰緊急対策に 143 万 3,000 円をそれぞれ計上しております。

それでは議案の 2 ページ目にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

議案の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。
よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第 35 号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第 36 号議案

○佐藤教育長 次に、第 36 号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは 36 号議案をご覧ください。失礼いたしました。本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、議会への提出前に区長から教育委員会へ意見を求められているため、提出するものでございます。

こちらにつきましては、特別職議員報酬及び給料審議会が、去る 11 月 22 日に開催され、同日に答申を受けたものを踏まえて改正をいたすものでございます。

恐れ入ります、新旧対照表をご覧ください。第 1 条の規定による改正では、教育長の給与月額を 9000 円引上げ、12 月に支給される期末手当について、0.2 月引上げの改定を行います。第 2 条の規定による改定では、6 月に支給される期末手当を 0.1 月引上げ、12 月に支給される期末手当を 0.1 月引き下げる改定を行います。

付則をご覧ください。第 1 条による規定は公布の日から、第 2 条による規定は令和 7 年 4 月 1 日からの施行となっております。

本議案につきまして、委員会の意見のところにお戻りください。本委員会としては原案に異存ありませんといたしております。

本議案につきまして、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第 36 号議案については原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました

〈日程第 1 議案審議〉

第 37 号議案

第 38 号議案

第 39 号議案

〈日程第 2 教育長報告〉

1 報告事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 次に、第 37 号議案を議題といたします。なお、関連する第 38 号議案、第 39 号議案、日程第 2、教育長報告の報告事項、庶務課のアについても一括して議題といたします。

はじめに、庶務課長、説明及び報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、まず初めに報告事項のほうをご説明いたします。資料 1 の令和 6 年特別区人事委員会勧告についてをご覧ください。

本年の人事院勧告は、職員の給与等について、民間従業員の給与水準と均衡させることを基本とし、10 月 9 日に区長及び議長に対して行われました。まず一番の月例給の改定についてでございます。公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を 1 万 1,029 円、率にして 2.89% 下回っている状況となりましたので、給料表を改定することが適当と判断されております。

2 番の特別給の改定につきましては、年間の支給月数を 0.2 月引上げて 4.85 月分とし、勤勉手当及び期末手当に均等に配分することとしております。

3 番の扶養手当の見直しにつきましては、国における扶養手当の見直しを踏まえ、配偶者またはパートナーシップ関係の相手方に係る手当を廃止し、子に係る手当額を上げます。なお、受給者への影響を少なくする観点から、改正は令和 7 年度から令和 9 年度にかけて段階的に実施をいたします。

4 番につきましては、勧告の内容に基づいて給与改定の実施について改正を予定している条例及び規則をまとめたものでございます。

これらの内容につきまして、特別区長会では、勧告どおりに実施することとし、職員団

体と交渉を行い、11月22日に妥結をいたしております。

特別区人事委員会の勧告についてのご報告は、以上でございます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。第37号議案をご覧ください。

こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、議会への提出前に、区長から教育委員会へ意見を求められたため、提出するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。こちらにつきましては、先ほどご説明した内容に基づきまして、第1条につきましては、特別給の年間支給月数を0.2月引上げるため、令和6年12月期の支給月数を改定いたします。支給月数の引上げ分につきましては、期末手当及び勤勉手当に均等に配分をいたします。また、給与表を改定し、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級、及び号給での給与月額を引上げいたします。

第2条は令和7年6月期以降の特別給の支給月数を改定いたします。

付則をご覧ください。第1条による改定規定は公布の日から、第2条による改定規定は、令和7年4月1日からの施行となっております。

それぞれ、本議案につきましては、教育委員会の意見案といたしまして、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、第39号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。本案は、第37号議案の改正に伴う規定整備のため、提出するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。こちら先ほど説明をさせていただきました内容に基づき、勤勉手当を改正するものでございます。なお、本案は、第37号議案をご決定いただき、令和6年区議会第4回定例会で条例改正が可決されることを前提としたものでございます。第37号議案、もしくは区議会が条例改正が否決されたときには改めて提出するものになります。

すみません、まとまりが悪くなりましたが、ご説明は以上でございます。第37号議案及び第39号議案につきまして、原案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 次に、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、第38号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。本案は、第36号議案で意見聴取しました東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が令和6年第4回区議会定例会で決定されることを前提に提出するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。別表第3、昇給時対応号給表について、改正後の幼稚園教育職員の給料表に合わせ、改定を行うものでございます。

施行日は公布の日からとしております。

また、条例の改正に伴いまして、本規則の規定は、令和6年4月1日に遡って適用する

こととしております。

本案につきましては、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第 37 号議案から第 39 号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。
なお、報告事項の庶務課のアについても、報告どおり了承をお願いいたします。

2 その他

○佐藤教育長 本日の案件については、以上でございます。

その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。これをもって、本日の臨時会を閉じ、散会いたします。

午後5時01分 閉会